

議案第 7 5 号

大口町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

大口町地区計画等の案の作成手続に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づき、地区計画等の案の作成手続を定めるにあたり、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）

第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置、区域及び面積

(2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日までに、意見書を町長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

都市計画法第16条第2項の規定に基づき、都市計画に定める地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとします。

※都市計画法第16条第2項

都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

○土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者とは、
土地の所有者、地上権、賃借権、抵当権や仮登記等の登記名義人をいいます。

2 条例の概要

(1) 地区計画等の原案の提示方法

町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

ア 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置、区域及び面積

イ 縦覧場所

(2) 地区計画等の原案に対する意見の提出方法

都市計画法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日までに、意見書を町長に提出しなければならない。

3 地区計画とは

地区計画は、都市計画法第12条の4第1項に規定する都市計画の種類の一つであり、その地区の特性にふさわしいまちづくりを進める制度です。また、地区計画を定めることにより、当該地区計画の内容に適合する開発であれば市街化調整区域であっても開発が可能になります。

○地区計画等の種類

「地区計画等」の種類には、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画が含まれます。

4 施行期日

公布の日から施行します。